

「2022年度合格目標 全日本社労士公開模試 第2回」から

第54回社労士試験【選択式】国民年金法 空欄D及び空欄Eの出題が的中しました!!

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU22600 p.28-p.30]

- 1 国民年金法第14条5では、「厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその[A]させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を[B]通知するものとする。」と規定している。

解答 [A] → ⑨信頼向上
解答 [B] → ⑩分かりやすい形で



本試験出題はこうでした!

第54回 社労士試験 問題 【選択式】国民年金法 【空欄D及び空欄E】

- 1 国民年金法第14条5では、「厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の[D]ため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を[E]するものとする。」と規定している。

解答 [D] → ⑪理解を増進させ、及び
その信頼を向上させる
解答 [E] → ⑫分かりやすい形で通知



実戦答練・公開模試からも的中!